

奈良県公安委員会告示第47号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から名称の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年5月21日

奈良県公安委員会

委員長 岡本好央

| 運転免許取得者教育を行う者の氏名 又は名称 | | 運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称 | 代表者の氏名 | 変更年月日 |
|--------------------------|---------------------|-----------------------------|--------|---------------|
| 変更前 | 変更後 | | | |
| 財団法人奈良県 交通安全協会 | 一般財団法人奈良 県交通安全協会 | 橿原中央自動車 学校 | 岡村 吾郎 | 平成25年 4月1日 |